

ニカラグア定期報告（２０２４年１１月）

【要旨】

内政面では、憲法改正案が国会で審議された他、制裁無効化法案が承認された。外交面では、SICA事務局長選出問題について再三のニカラグア政府による候補者提示にもかかわらず進展がなく同事務局長不在の状態が続いた。経済では、オルテガ大統領が両大洋間運河建設にかかる新ルート案を発表した他、IMF 4条協議事務方会合が開催されニカラグア経済及び財政について短期的に安定との評価が示された。

【主な出来事】

1 内政

（１）憲法改正案の国会承認（１／２回目）

１９日、オルテガ大統領は国会に憲法の改正案を緊急動議として提出し、２２日、同国会が同改正案を全会一致（賛成９１議席）で修正なく承認した。

なお、憲法の改正承認には、２期連続で立法府会期に議席の３分の２の賛成票（６３議席）を得る必要があり、今次承認は１期目。２期目は、２０２５年１月１０日以降となるが、与党FSLN絶対優位にある当国国会で同改正案は可決される見通しが高い。

今次憲法改正案の要点は以下のとおり。

ア 男女２名による共同大統領制度が導入され、任期がこれまでの５年から６年に延ばされる。

イ 大統領府を国家三権（司法府、立法府、選挙執行機関）を調整する存在として定義。

ウ 憲法の基本原理として、主権の尊重、外国不干渉、キリスト教的価値観、社会主義思想を明記。右理念を侵害する者は、祖国への裏切りとして国籍が剥奪され、大統領選への立候補が不可となる。

エ 国家のシンボルに現国旗に加え、与党FSLNの党旗を追加。

オ 国内すべての宗教関連組織は国外からの管理下に置かれることを禁止。

カ 国家警察を補完するものとして「自主警察」の承認を明文化。

（２）（外国政府からの）制裁無効化法案の成立

ア ２５日、ニカラグア国会は、「国外からの制裁・攻撃の対象となったニカラグア人保護法案」を全会一致で可決した。

イ 同法概要は以下のとおり。

（ア）国際法を侵害する（外国）国家、国家グループ、国際機関によって科されたニカラグア国内の個人、公的機関に対する国際的制裁の効果は無効とする。

（イ）いかなる個人・団体も国際的制裁を理由に、財・サービスの提供を停止することはできない。

(ウ) 違反した場合、国内規制当局による罰金や制裁の対象となり、一時的あるいは恒久的な業務停止、又は国家反逆罪に問われる可能性がある。

(エ) 制裁を課された組織、当局、及び公務員は、利用していたサービスの再開を要請し、損害が発生していた場合には賠償を求めることができる。

(3) 出入国管理法改正

ア 28日、ニカラグア国会は、「移民及び外国人に関する一般法」(法令第761)の改正案を全会一致で承認した。

イ 主要な改正点概要は以下のとおり。

(ア) 国境管理回避罪の導入(同改正法138条)

非正規的な方法で出入国を試みる者、又は国家の完全性を損なわせたり、平和を脅かしたり、憲法秩序を乱してテロ行為など社会の不安定化の促進・誘発・提案・共謀・実施等を目的として、出入国管理を回避する者には、国境管理回避罪が適用され、2年～6年の懲役又は600～1000米ドルの罰金が科される。

(イ) 移民・外国人問題総局による入国管理権限の拡大(同第152条)

内務省移民・外国人問題総局(DGME)は、即座に出入国拒否を判断することができるようになる。

(ウ) 企業、宿泊施設等に対する義務(同第157条)

国内企業、団体、就労センターは、雇用する外国人労働者に関する情報を提供するため、DGMEによる即時検査を必要な回数受け入れる義務を負う。また国内に所在する全ての宿泊施設は宿泊客のID、予約、施設での出入りに関する情報を登録簿に記載する義務を負う。

2 外交

(1) 米大統領選挙に関するニカラグア政府の声明

6日、当国政府は、5日に実施されたアメリカ大統領選挙に関し声明を発出した。同声明では、選挙結果については全く触れられず、民意を政治に反映させようと同選挙プロセスを経た米国民を評価するとの内容に留められた。

(2) パレスチナ情勢に関するジェンスケ外相発国連事務総長宛て書簡発出

5日、ジェンスケ外相はグテーレス国連事務総長宛てに、パレスチナ国民及び同政府への歴史的連帯を示すと共に、ニカラグアによるICJでの対応、並びに最近のイスラエルとの外交関係断絶を伝える書簡を送付した。同書簡では、パレスチナにおけるアパルトヘイトの状況を検討するための国連反アパルトヘイト特別委員会再開の必要性と共に、イスラエルに対して、国連総会出席停止を含むかつて南アに適用していたような措置を適用すべきとの国際的な要請があるとの認識が伝えられた。

（３）ＳＩＣＡ事務局長選出問題

ア 機能侵害に関するジェンスケ外相発ＳＩＣＡ加盟国外相への書簡発出

７日、ジェンスケ外相は、ＳＩＣＡ加盟各国外相に宛てて、ＳＩＣＡ事務局長不在のはずの同執行部からの６日付「無礼な通達」について批判する書簡を送付した。同書簡にて、どこの誰の決定によるものかは不明ながら、事務局長不在のＳＩＣＡ事務局に「いわゆる執行部」が存在し、ＳＩＣＡ加盟各国政府に対して、同事務局長不在のＳＩＣＡを代表する奇妙な形で同事務局予算案と同作業日程案を検討するよう要請しているが、事務局長不在のＳＩＣＡ事務局には同事務局長の権能に付随する調整業務を実施する権限は存在しないと断じた。

イ ニカラグア政府によるモンカダ前外相を含む新たなＳＩＣＡ事務局長候補の提案

８日、ジェンスケ外相は、新たなＳＩＣＡ事務局長候補ニカラグア人３名（デニス・モンカダ前外相、アルリング・パトリシア・アロンソ・ゴメス国会議員（与党ＦＳＬＮ）、ヨハナ・バネッサ・フローレス家族青少年大臣）を通知しつつ、同候補らの選出を実施するためのＳＩＣＡ特別オンライン閣僚審議会会合を１１月１５日に招集する書簡をＳＩＣＡ閣僚審議会に宛てて送付した。バルガス前同事務局長が退任して以来、ニカラグアが候補者案を提出するのは、今回で３回目。

ウ ＳＩＣＡ事務局長任命拒否とニカラグア外務省声明

２８日、コスタリカ、グアテマラ、パナマ、ドミニカ（共）外相が、デニス・モンカダ前ニカラグア外相他のＳＩＣＡ事務局長への任命を拒否する旨の共同声明を発出したことを受け、２９日、当国外務省は上記の国々への非難声明を発出した。

（４）国連人権理事会ニカラグアＵＰＲ審査の実施

ア １３日、国連人権理事会においてニカラグアに対するＵＰＲ（普遍的・定期的レビュー）審査が実施され、同審査に参席した８８カ国の半数以上（５１カ国）が、市民スペースの閉鎖、ジャーナリスト・人権擁護関係者・反政府勢力への迫害など、ニカラグアにおける人権侵害事案への懸念を表明した。一方、３７カ国は人権上の危機的状況であるとの表現は避けた。

イ １５日、ＵＰＲ作業部会は、加盟各国８８カ国から寄せられたニカラグアへの２７９の勧告を最終報告書として採択した。右報告書については、フィンランド、モロッコ、パラグアイの３カ国が「トロイカ」としてその取りまとめに寄与した。同勧告は、ニカラグア政府によって検討され、内容について遅くとも２０２５年２月～４月に開催される国連人権理事会セッションまでに回答されなければならない。ニカラグア代表は、右勧告をテ

イクノートした旨述べ、これら２７９の勧告一つ一つを吟味することを約束しつつ、同政府が国際法の守護者であることを断言した。

（５）在アルジェリア民主人民共和国・ニカラグア大使館の設置

１４日、アルジェリア・アルジェにて、ニカラグア大使館の開館が行われた。同開館式典には、アフマド・アッターフ・アルジェリア外務大臣及びカルロス・ディアス大使が出席した。なお、両国は、１９８１年に外交関係を開始している。

（６）財務・公債省通達：ニカラグア国内公的機関の中国製品の優先的購入義務

ニカラグア財務・公債省契約総局は、１５日及び１８日付の公的機関宛て回章において、全てのニカラグア国内の公的機関は、機械・通信設備・消耗品・その他の機材調達に関し、中国製品を優先的に契約しなければならないと通達した。

３ 経済

（１）中国企業への鉱山開発コンセッション付与

１１日、ニカラグア政府は、中国企業 Nicaragua Xinxin Linze Minería Group, S.A. 社に対し、１、４９０ヘクタールに及ぶ北カリブ自治区における２５年間の鉱山開発コンセッションを付与した。同地区は先住民が多く居住する地区として知られる。なお、ニカラグア政府が中国企業に対して付与した鉱山開発コンセッションは合計１５に及ぶ。

（２）中国・ラ米カリブ諸国企業家サミット開催

ア １８日～１９日、マナグアに所在するコンベンションセンター（Olaf Palme）において「第１７回中国・ラ米カリブ諸国企業家サミット」が開催された。同サミットには、２２０人以上の中国企業関係者、中南米各国企業代表７０名以上及び中国・ラ米に拠点を置く約５００社が招待を受けた。同サミット開催実現に際し、ニカラグア政府はホスト国として中国通商・投資促進審議会と協働し、Ren Hongbin 中国国際貿易促進委員会（CCPIT）委員長及びラウレアノ投資・通商・国際協力担当大統領顧問が中心的役割を果たした。また、この機会に Yang Zhen 中国民主政策審議会副会長がニカラグアを訪れた。１８日の同サミット開会式にはオルテガ大統領及びムリージョ副大統領も出席した。

イ 今次中国・ラ米カリブ諸国企業家サミットでは、中国政府関係者、企業家が一同に介し、ニカラグアにて経済協力、通商協力の新たなチャンスについて対話・精査し、既存の関係を強化することを目的とした。１８日、ニカラグア政府と各種中国企業との間で様々な合意書・契約書の署名が行われた。

ウ 次回２０２５年第１８回中国・ラ米カリブ諸国企業家サミットは中国・鄭州市にて開催予定。

（３）ニカラグア両大洋間運河建設にかかる新ルート案の発表

ア １８日、オルテガ大統領は、第１７回中国・ラ米カリブ諸国企業家サミット式典（上記３（２））に出席し登壇した際、ニカラグア両大洋間運河計画の新ルート案について発表した。同大統領は、ブルーフィールズ港（大西洋側）からソルトラン湖を通して、コリント港（太平洋側）に抜ける全長４４５キロメートルに及ぶ新運河建設案（ニカラグア湖を通らない北部寄りのコース）を発表した。

イ 今次運河建設案では、運河の横幅は２９０メートルから５４０メートル。水深２７メートル。２つの閘門と人工湖の設置が計画されている。

（４）ＩＭＦ４条協議事務方会合開催及び最終声明文発出

１１日～２２日、ＩＭＦは、ニカラグアとの４条協議事務方会合を実施。レジエス中銀総裁、チャバリア財務公債次官を始めとした、公的機関の高官、銀行関係者、民間セクター、金融システムとの実務者会合を行った後、ＩＭＦは２２日最終声明を概要以下のとおり公表した。今次ＩＭＦ４条協議に関するＩＭＦ理事会による正式な同調査結果報告は２０２５年年始に公表予定。

ア ＩＭＦはニカラグアの経済政策を評価。慎重な財政政策と郷里送金の増加により、ニカラグアのマクロ経済及び財政状況は短期的には安定と予想。

イ 労働力の国外流出や民間部門からの投資減退により、中期的にはＧＤＰ成長率は３．５％の水準まで落ちる見込み。

ウ 中期的リスクとして、世界経済の低成長、交易条件の悪化、自然災害、国際的なより厳格で広範な制裁、米国の移民対策方針の変更による影響等を挙げている。

エ 投資決定への信頼性確保のため、適切な法の支配及び司法の独立性の保障を勧告。

（５）２０２５年度国家予算案の国会承認

２６日、ニカラグア国会は２０２５年国家予算案を承認した。同予算案概要は、歳入が１，５８７億３，０４０万コルドバ（約４３億米ドル）、内９３．４％が税収。歳出は１，５４０億２，６１０万コルドバ（約４２億米ドル）。

支出各分野別内訳は、教育が２８３億コルドバ（１８．３％）、医療・保健が２６１億コルドバ（１７．０％）、交通・インフラが２０１億コルドバ（１３．１％）、自治体交付金が１１８億コルドバ（７．７％）、債務が１１３億コルドバ（７．４％）、国家警察が５０億コルドバ（３．３％）、国軍が４３億コルドバ（２．８％）。

（６）政策金利の６．５０％への引き下げ

１４日、ニカラグア中央銀行は、６．７５％から６．５０％へと政策金利引き下げを決定した旨公表。中銀は、０．２５％の利下げ決定を主に以下４点を考慮した結果とした。

ア 国際社会では、インフレは収まりつつあり、インフレターゲットに近づきつつある。一連のリスク要因も落ち着きを取り戻しつつある。また、先進国において追加利下げが実施されている。

イ 国内情勢に照らせば、経済活動は成長を持続している

ウ 国内インフレは鈍化しつつある。また、食糧価格及び関連するサービス価格への価格上昇圧力は低下しつつある。

エ 当国通貨政策は貨幣及び為替の安定を保障しており、外貨準備高レベルを強化している。

（７）中銀による為替スリップ０％継続

２８日、中銀はプレスリリースを発出し、為替スリップを２０２５年も０％で継続し、１米ドル＝３６．６２４３コルドバとする旨発表した。また、同プレスリリースにおいて、「ニカラグア国内において財及びサービスを提供する経済主体は米ドルではなくコルドバ貨表示することを義務づける。」、「ニカラグア国内における電子決済を介する支払いは、例えば表示価格が外国通貨によるものであったとしてもコルドバ貨にて決済することが義務づけられる」との通達が成された。

<主要経済指標>

	2022 年 ９月	2023 年 ９月	2024 年		
			８月	９月	１０月
年間累計インフレ率	7.66%	3.39%	2.53%	1.69%	1.66%
貿易収支（百万ドル）	▲329.0	▲383.1	▲377.1	▲335.6	▲429.7
輸出 FOB（百万ドル）	264.3	280.0	335.1	307.8	345.0
輸入 FOB（百万ドル）	593.4	663.1	712.2	643.4	774.7
海外送金受取額（百万ドル）	288.1	399.8	467.9	434.1	444.8
外貨準備高（百万ドル/期末）	4,243.7	5,159.6	5,988.6	6,048.6	6,014.0

（出典：ニカラグア中央銀行、インフレ率のみ開発情報庁（INIDE））

（了）